

第四百回 参議院内閣委員会 會議録第五号

昭和六十一年五月七日(水曜日)
午後四時十分開会

委員の異動

四月十七日

野田 哲君

補欠選任
和田 静夫君

四月十八日

海江田鶴造君

補欠選任
鈴木 省吾君

安永 英雄君

矢田部 理君

和田 静夫君

野田 哲君

四月二十一日

板垣 正君

補欠選任
後藤 正夫君

服部 信吾君

原田 立君

内藤 功君

小笠原貞子君

柳澤 鍊造君

伊藤 郁男君

四月二十二日

小笠原貞子君

補欠選任
内藤 功君

伊藤 郁男君

柳澤 鍊造君

四月二十三日

鈴木 省吾君

補欠選任
安孫子藤吉君

内藤 功君

小笠原貞子君

四月二十四日

後藤 正夫君

補欠選任
板垣 正君

太田 淳夫君

桑名 義治君

小笠原貞子君

内藤 功君

四月二十六日

安孫子藤吉君

補欠選任
鈴木 省吾君

四月三十日

安孫子藤吉君

補欠選任
鈴木 省吾君

五月六日
桑名 義治君
補欠選任
太田 淳夫君

柳澤 鍊造君
補欠選任
伊藤 郁男君

出席者は左のとおり。

委員長 亀長 友義君
理事 曾根田郁夫君
村上 正邦君
太田 淳夫君

委員 板垣 正君
大島 友治君
岡田 広君
源田 実君
沢田 一精君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
内藤 功君

國務大臣 厚生大臣 今井 勇君

政府委員 厚生大臣官房長 下村 健君

厚生大臣官房審議官 木戸 脩君

事務局側 常任委員会専門員 林 利雄君

○理事補欠選任の件
本日の會議に付した案件

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月十八日、海江田鶴造君及び安永英雄君が委員を辞任され、その補欠として鈴木省吾君及び矢田部理君が、同じく四月二十一日、服部信吾君が委員を辞任され、その補欠として原田立君が、それぞれ委員に選任されました。

また、昨六日、柳澤鍊造君が委員を辞任され、その補欠として伊藤郁男君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在、理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に野田哲君及び太田淳夫君を指名いたします。

○委員長(亀長友義君) 厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

て、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、疾病構造の変化、人口構造の高齢化、医学を初めとする諸科学の急速な進歩等に伴い、医療内容は著しく高度化、専門化しております。このような状況の変化を踏まえ、国立病院等につきましては、高度専門的な医療を初めとする国の医療政策上特に推進すべき医療、研究及び研修等の推進を図ることとしております。

本法律案は、このような観点に立つて、今後の疾病構造の変化等に機動的に対応するため、厚生省設置法の一部を改正しようとするものであり、その内容は、厚生省の施設等機関である国立がんセンター、国立循環器病センター及び新たに本年十月一日から設置することを予定している国立精神・神経センター(仮称)を国立高度専門医療センターと総称し、その設置目的を特定の疾患等に関する、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行うこととするともに、各センターの名称及び所掌事務は政令で定めることができるようにすることとあります。

なお、この改正は、本年十月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案についての質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

する請願(第一三三二号)

一、石川県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三三六号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一三七〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第一三七二一号)(第一三七二二号)(第一四一五号)(第一四一六号)

一、台湾出身元日本兵等に対する補償及び救済制度の早期確立に関する請願(第一四一七号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一四一八号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第一四六八号)(第一四六九号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第一四七九号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一四八〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第一四八九号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一四九〇号)

第二三三二号 昭和六十一年四月四日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 神奈川県平塚市立野町三ノ三
松田敏保 外千六百三名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第二三三六号 昭和六十一年四月四日受理
石川県の寒冷地手当改善に関する請願(一通)

請願者 石川県七尾市袖ヶ江町八部四二石
川県教職員組合七尾支部内 橋本茂 外一名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第六六六号と同じである。

第一三七〇号 昭和六十一年四月五日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願(十通)

請願者 大分市南生石東六組 福本清人
外九十九名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一三七二一号 昭和六十一年四月五日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(二通)

請願者 熊本市本山四ノ一〇ノ二〇 伊津野智 外十九名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第一三七二二号 昭和六十一年四月五日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者 山口県宇部市東区則貞 上玉利和
彦 外九名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第一四一五号 昭和六十一年四月七日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(三通)

請願者 熊本市京町二ノ一二二七 太田恵美子 外二十九名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第一四一六号 昭和六十一年四月七日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者 熊本市市山二ノ五ノ三五 植原政秀 外九名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

台湾出身元日本兵等に対する補償及び救済制度の早期確立に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五
二 水田伸三

紹介議員 沢田 一精君

第二次大戦中、多くの台湾出身者が、日本の軍人軍属として従軍し、多数の戦没者・戦傷病者を出しているが、これらの者に対する補償、救済を四十年の歳月を経過した今日いまだ放置していることは、国際信義上はもろ人道上からも許されない。ついては、外交上、財政上、法制上の困難を克服し、早急に台湾出身元日本兵等への補償、救済の制度を確立し、国際信用の構築に努力されたい。

第一四一八号 昭和六十一年四月七日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 兵庫県姫路市豊富町重国一、四七
八 岩田誠一

紹介議員 中西 一郎君

一、物価、人件費、諸経費等の高騰という経済情勢は、すべて人手を借りなければならぬ重傷者の生活を圧迫し、重い障害による長年の精神的、肉体的苦痛に加え生活を困難にしているの

で、人事院勧告による公務員給与の改定にあわせて完全実施し、傷病恩給を増額すること。

二、重度戦傷病者のため、その生涯をささげた妻に受給者死亡後特別の措置を講ずること。

三、重度戦傷病者に対する家族による介護は、老齢化により限界に達しているため、国は家族にのみその労を負わせることなく、その負担軽減のため介護を要する重症者に対する特別加給を増額すること。

四、重症者の傷病恩給の改善率は、過去において間差が圧縮され、そのために超重症者の精神的、肉体的苦痛及び失われた機能の生活に及ぼす影響の評価が著しく下がっているため、増加恩給の特別項の割増率を改正すること。ま

た、どんなに障害が重なる一項目の七割増以内とされているので、この制限を撤廃し障害を合算した額を支給すること。

五、特例傷病恩給の給付率は増加恩給の七十六パーセント程度に制限されているが、重度の特例傷病恩給受給者のおかれている立場を配慮してその給付率を引き上げること。

第一四六八号 昭和六十一年四月八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市大坪町丙二、一五
六 佐藤晃 外百七十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第一四六九号 昭和六十一年四月八日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡大和町久池井一、五
九七 池田悟 外三百十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第一四七九号 昭和六十一年四月八日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者 熊本市保田窪本町二三ノ二 小森啓太 外九名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第一四八〇号 昭和六十一年四月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 広島県豊田郡豊町御手洗 有馬忠
紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一四八九号 昭和六十一年四月九日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(三通)

請願者 熊本市保田窪本町二三ノ二 小森啓太 外九名

紹介議員 堀江 正夫君

請願者 熊本市龍田町弓削一、〇三七ノ三

紹介議員 上玉利好教 外二十九名
板垣 正君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第一四九〇号 昭和六十一年四月九日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町リノ九

〇 竹内幸雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業庁設置法案(衆)

中小企業庁設置法案

中小企業庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、中小企業庁を設置する。

(任務)

第三条 中小企業庁は、中小企業の振興及びその従事者の経済的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業者の組織の整備、中小企業の経営の近代化、中小企業の助成その他中小企業に関する行政を総合的に推進することを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 中小企業庁の所掌事務の範囲は、次項から第六項までに定めるもののほか、次のとおり

とし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策を定めること。

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)及び商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の施行に関すること。

三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

四 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

五 中小企業における人材の確保に関すること。

六 中小企業に対する資金の融通のあつせんをすること。

七 中小企業信用保険に関すること。

八 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第八十五号)の施行に関すること。

九 中小企業事業団に関すること。

十 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関すること。

十一 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二十号)による小規模企業共済事業に関すること。

十二 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)による中小企業倒産防止共済事業に関すること。

十三 信用保証協会に関すること。

十四 中小企業投資育成株式会社に関すること。

十五 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の施行に関すること。

十六 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関すること。

十七 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な指示をすること。ただし、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基づくことを必要とし、かつ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

十八 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の施行に関すること。

十九 中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。

二十 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十一年法律第五十五号)の施行に関すること。

二十一 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の施行に関すること。

二十二 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の施行に関すること。

二十三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)及び下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)の施行に関すること。

二十四 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)及び中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)の施行に関すること。

二十五 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第四号)の施行に関すること。

二十六 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)及び産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の施行に関すること。

二十七 中小企業に対する金融制度その他中小企業に關係がある経済問題に関し、調査研究すること。

二十八 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、中小企業に關し他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律(これに基づく命令を含む。)に基づき中小企業庁に属せられた事務に関すること。

2 中小企業者は、行政庁の行為により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行為により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行為が不正な取引方法であると認めるときは、中小企業庁にその事実を申し出ることができる。

3 前項後段の場合において、中小企業庁は、必要があると認めるときは、意見を付して当該事件を公正取引委員会に移すものとする。

4 中小企業庁は、中小企業者が他の事業者の不当な取引制限若しくは不正な取引方法によりその事業を阻害されているかどうか、又は中小企業等協同組合の組合員が小規模の事業者であるかどうかを調査し、公正取引委員会に対しその事実を報告し、及び適当な措置を求めることができる。

5 公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四条各号の要件を備える組合でないことを認め、又は中小企業等協同組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。

6 中小企業庁は、中小企業の経営の向上に資することができる設備及び技術に關し、試験研究機関の協力を求めることができる。

(長官)

第五条 中小企業庁の長は、中小企業庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2 中小企業庁長官(以下「長官」という。)は、中小企業庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し必要

な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、中小企業に関する行政の総合的推進に係る重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

4 長官は、前項の規定により勧告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置が執られるよう意見を具申することができる。

5 関係行政機関の長は、中小企業に特に関係がある重要な方策を定めようとするときは、長官にその旨を通知しなければならない。

（地方支分部局）

第六条 中小企業庁に、地方支分部局として、中小企業局を置く。

2 中小企業局は、中小企業庁の所掌事務の一部を分掌する。

3 中小企業局の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から

施行する。

（中小企業庁設置法の廃止）

第二条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）は、廃止する。

（国家行政組織法の一部改正）

第三条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「百二十八」を「百三十二」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第三条関係）」に改め、同表の総理府の項中「国土庁」を「国土庁」に改め、同表の通商産業省の項中「中小企業庁」を削る。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十七条関係）」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「国土庁」を「国土庁」に改め

第十六条の表中国土庁の項の次に次のように加える。

中小企業庁 中小企業庁設置法（昭和六十一年法律第 号）

（通商産業省設置法の一部改正）

第五条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 中小企業庁（第二十四条）」を削り、「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第三条第九号を次のように改める。

九 削除

第四条第百一十一号を次のように改める。

百一十一 削除

第五条第一項中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とする。

第十一条第十七号を次のように改める。

第十七 削除

第十七条中、「特許庁及び中小企業庁」を「及び特許庁」に改める。

第二十条中「第五十三号」を「第五十二号」に改める。

第二十三条中「第五十一号まで及び第五十三号」を「第五十二号まで」に改める。

第三章第三節を削る。

第四章中第二十五条を第二十四条とする。

（中小企業基本法の一部改正）

第六条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「通商産業省」を「中小企業庁」に改める。

第二十九条並びに第三十条第二項及び第四項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第七条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第八条第三項、第九条の二第二項、第九条の七の二第一項第一号、第九条の七の三、第五十七条の五第三号及び第五十八条第六項中「省令」を「府令・省令」に改める。

第一百一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号中「こえない」を「越えない」に改め、同項第三号及び第六号中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第八条 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「省令」を「府令・省令」に改める。

第七十二条中「通商産業省」を「中小企業庁」に改める。

第七十五条及び第八十条中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第一百一条の二第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第九条 商工会の組織等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「通商産業省令」を「総理府令」に、「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

を「中小企業庁長官」に改める。

第四十二条第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十四条第二項中「通商産業省令」を「総理府令」に、「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第四十九条及び第五十条第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第五十一条第一項から第四項までの規定中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第五項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十二条第二項、第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第五十九条第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第六十一条の見出し中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「通商産業局長」を「中小企業局長」に、「行なわねる」を「行わねる」に改め、同条第二項中「通商産業局長」を「中小企業局長」に、「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「通商産業省令」を「総理府令」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第三条の三第一項及び第三項、第三条の四第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項並びに第三条の七第二項中「通商産業省令」を「総

理府令に改める。

(産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第十一條 産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「通商産業局長」を「中小企業局長」に、同項第二号中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第十二條 中小企業近代化資金等助成法の一部を次のように改正する。

第三條第二項、第八條及び第十二條第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第十五條第二号及び第五号中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第十八條第一項中「行なう」を「行おう」に、「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

(中小企業事業団法の一部改正)

第十三條 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項、第十條第五項、第十一條、第十四條、第十五條及び第十八條第五項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第二十一條第一項第四号及び第二項中「通商産業省令」を「総理府令」に改め、同条第五項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第二十二條第一項から第三項までの規定中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

令を「総理府令」に改める。

第三十五條及び第三十六條第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第三十八條中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、第二十一條第二項、第二十三條第二項又は第三十四條の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四十一條第一号及び第五号中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第十四條 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第一号及び第二号並びに第五項、第六十條第二項及び第三項、第七十八條第一項、第七十九條第二項並びに第八十四條第一号中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

(小規模企業共済法の一部改正)

第十五條 小規模企業共済法の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号、第八條第二項、第十二條第二項、第十六條の三第一項及び第十八條中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第二十五條第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第二項中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第十六條 中小企業倒産防止共済法の一部を次のように改正する。

百九十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項及び第三十四條第二項中「主務省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十七條中「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「主務省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十九條中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「但し」を「ただし」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十八條 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第十九條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項並びに第五條中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第六條中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「行なう」を「行う」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二十條 中小企業金融公庫法(昭和二十八法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

「中小企業庁長官」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四條第一項中「行なう」を「行う」に、「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第五條(見出しを含む)中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第六條第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「きいて」を「聴いて」に、「通商産業省令」を「総理府令」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「通商産業省令」を「総理府令」に改め、同条第三項中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)

第二十三條 中小企業技術開発促進臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第四條第二項中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第二十四條 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第十二條第一項中「通商産業省令」を「中小企業庁」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第五項中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二十五條 小売商業調整特別措置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「主務省令」を「総理府令・主務省令」に改め、同条第三項中「写し」に、「主務省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第十二條第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第十四條、第十四條の二第一項、第十六條の二第一項及び第十六條の三第三項中「主務省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第十六條の六第二項及び第十八條第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第二十一條の見出しを「(総理府令・主務省令)」に改め、同条中「主務省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第二十六條 中小企業近代化促進法の一部を次のように改正する。

第十一條中「通商産業省」を「中小企業庁」に改める。

第十四條第一項及び第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第十六條中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(下請中小企業振興法の一部改正)

第二十七條 下請中小企業振興法の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第十三條第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二十八條 商店街振興組合法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第八十八條第二号中「こえない」を「越えない」に、「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第八十九條中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第二十九條 中小小売商業振興法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第四條第一項及び第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第五項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一條第一項中「行なう」を「行う」に、「通商産業省令」を「総理府令」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に、「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第十三條第一項、第十四條及び第十五條中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部改正)

第三十條 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第四項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第三條第一項及び第四項並びに第九條第一項及び第三項中「主務省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第二十一條第一項第二号中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改め、同条第二項中「主務省令」は、内閣総理大臣に改める。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第三十一條 産地中小企業対策臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

第四條第三項第三号中「主務省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

令・主務省令」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三十二條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十二條第六項及び第七項中「通商産業大臣」を「中小企業庁長官」に改める。

(職員の引継ぎ)

第三十三條 この法律の施行の際、現に中小企業庁の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、総理府の外局として置かれる中小企業庁の職員となるものとする。

(経過措置)

第三十四條 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の中小企業基本法、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商工会の組織等に関する法律、中小企業信用保険法、産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律、中小企業近代化資金等助成法、中小企業事業団法、中小企業退職金共済法、小規模企業共済法、中小企業倒産防止共済法、信用保証協会法、中小企業投資育成株式会社法、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、中小企業金融公庫法、中小企業信用保険公庫法、中小企業指導法、中小企業技術開発促進臨時措置法、中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律、小売商業調整特別措置法、中小企業近代化促進法、下請中小企業振興法、商店街振興組合法、中小小売商業振興法、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、産地中小企業対策臨時措置法又は消費生活協同組合法(以下「中小企業基本法等」と総称する。)の規定により国の機関がした認可、認定、指定、承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の中小企業基本法等の相当規定に基づいて相当の国の機関がした認可、認定、指定、承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の中小企業基本法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の中小企業基本法等の相当規定に基づいて相当の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為とみなす。

第三十五條 この法律の施行の際、現に効力を有する通商産業省令で、この法律による改正後の中小企業基本法等の規定により総理府令で定めべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第三十六條 従前の通商産業省の中小企業政策審議会、中小企業安定審議会、中小企業分野等調整審議会及び中小企業近代化審議会並びにそれらの会長、委員その他の職員は、それぞれ総理府の外局として置かれる中小企業庁の中小企業政策審議会、中小企業安定審議会、中小企業分野等調整審議会及び中小企業近代化審議会並びにそれらの会長、委員その他の職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

本条施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約千五百億円の見込みである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、富山県宇奈月町の寒冷地手当是正に関する請願(第一五〇七号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第一五〇八号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一五〇九号)(第一五五五号)(第一五五六号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第一六〇三号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一六〇八号)(第一五六六号)

